

献血推進調査会 設置要綱

1. 目的

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）において、血液製剤の安定供給が求められている。

そのためには、将来にわたって安定的に献血者を確保することが必要不可欠であることから、献血推進方策に係る諸事項を調査審議することを目的として、薬事分科会規程第4条に基づき、血液事業部会の下に「献血推進調査会」を設置する。

2. 調査会の審議事項

- （1）献血推進に関する中長期目標の設定及びその達成状況の評価
- （2）普及啓発活動に関する検討及び効果の検証
- （3）「献血推進計画」案の策定
- （4）その他の献血推進に関する事項

3. 調査会の組織

- （1）調査会は、委員、臨時委員及び専門委員の中から分科会長が指名する15名程度の委員等をもって構成する。
- （2）調査審議にあたっては、議題の内容等に応じて、部会長の判断により他の委員等、日本赤十字社の役職員又は参考人に出席を求めることができる。
- （3）調査会における審議結果については、必要に応じ血液事業部会へ報告することとする。

4. 座長の選任

- （1）調査会に座長を置き、調査会に属する委員の互選により選任する。
- （2）座長は、調査会の事務を掌理する。
- （3）座長に事故があるときは、調査会に属する委員等のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5. 調査会のスケジュール

年2回程度の開催とする。

6. 事務局

調査会の事務は、医薬・生活衛生局血液対策課が行う。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は座長が定める。